

令和7年1月 小郡市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年1月10日(金) 午後2時 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
意見について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の
承認について(所有権移転)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の
承認について(利用権貸借)

議案第5号 農用地の買入協議に係る要請について

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地所有適格法人要件の確認について

4. 会議に出席した委員(22名)

1番 天本 正幸	2番 寺崎 廣喜
3番 中原 日登美	4番 白水 壽徳
5番 佐藤 和治	6番 藤井 政秋
7番 山下 梅夫	8番 檜原 忠夫
9番 山田 憲二	10番 秋山 儀一
11番 寺崎 多加子	12番 末次 勝記
13番 伊藤 博文	14番 肥山 繁雄
15番 赤川 敏彦	16番 大中 寛敏
17番 末次 実 (欠席)	18番 西岡 利子
19番 野瀬 敏彦	20番 永利 春雄
21番 久光 壽子	22番 西岡 秋義 (欠席)
23番 永利 美津枝	24番 田中 善道

5. 会議に欠席した委員(2名)

6. 会議に出席した事務局職員(3名)

会長：

新年明けましておめでとうございます。
本年もよろしくお願いいたします。

それでは本日の総会は、議案5件、報告2件でございます。
委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

(開会)

議長：

ただいまの出席委員は22名で委員定足数に達しております。
なお、17番委員、22番委員より欠席届が出ています。
よって、令和7年1月小都市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。
先ほど、分科会で事前審査をお願いしたところではございますが、
本会議での十分なお審議をよろしくお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

議長：

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、12番委員、13番委員を指名します。よろしく
お願いします。

[日程第2 議案の審査]

議長：

日程第2、これより議案の審査を行います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、5件を
議題とします。
それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明
します。
議案書の1ページをお願いします。

番号1は、干潟地内の田1筆で、3条による有償移転となります。
(面積、譲渡人・譲受人、売買価格等の説明)

譲渡人は経営規模の縮小、譲受人は経営規模拡大ということで売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号2は、干潟地内の田2筆で、3条による有償移転となります。

(面積、譲渡人・譲受人、売買価格等の説明)

譲渡人は経営規模の縮小、譲受人は経営規模拡大ということで売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号3は、井上地内の田2筆で、3条による有償移転となります。

(面積、譲渡人・譲受人、売買価格等の説明)

譲渡人は労力不足により離農され、譲受人は経営規模拡大ということで売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

2ページ、番号4は、山隈地内の畑3筆で、3条による無償移転となります。

(面積、譲渡人・譲受人、売買価格等の説明)

譲渡人と譲受人は親子関係で、母から子へ贈与されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号5は、山隈地内の田2筆で、3条による有償移転となります。

(面積、譲渡人・譲受人、売買価格等の説明)

譲渡人は経営規模の縮小、譲受人は新規就農ということで売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人はすべての農地を有効に活用すること、機械、労働力及び技術など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題はないと思われま。

なお先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いします。

第2分科会長：

ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第2分科会で慎重に審査した結果、許可相当とするとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議、よろしく申し上げます。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって原案のとおり許可と決定します。

次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、2件を議題といたします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、2件の説明をいたします。

議案書の3ページをお願いします。

番号1は、上西鯉坂地内の田1筆です。自己用住宅及び事務所を建設するため申請があったものです。

(位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明)

番号2は、吹上地内の畑1筆です。露天資材置場及び露天駐車場設置のため、一時転用申請があったものです。

(位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明)

なお先月開催しました地区会議において、了承いただいております。

以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いします。

第3分科会長：

ご報告いたします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第3分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第2号は原案のとおり許可相当とし、意見書を付けて県に進達いたします。

次に議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転について、3件を議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないとされております。

よって9番委員、18番委員につきましては、退席をお願いします。

(退室案内)

議長：

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転について、3件のご説明いたします。
議案書4ページをお願いします。

番号1は、二夕地内の田1筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、売買価格等の説明)

番号2は、下西鯨坂地内の田2筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、売買価格等の説明)

番号3は、井上地内の田1筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、売買価格等の説明)

なお先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。
以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。
本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、1分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

第1分科会長：

ご報告いたします。
議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転について、第1分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。
なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第3号は原案通り承認することに決定します。

それでは、退室した委員の入室を許可します。

(入室案内)

議長：

次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定について、6件を議題といたします。

それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について、提案理由の説明をいたします。

議案書の5ページをお願いします。

番号1は、光行地内の田4筆、畑3筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者等の説明)

議案書6ページ、番号2は、乙隈地内の田2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者等の説明)

番号3は、吹上地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者等の説明)

番号4は次の7ページにまたがります。八坂地内の田6筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者等の説明)

番号5は、平方地内の田2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者等の説明)

番号6は、稲吉地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者等の説明)

なお、先日開催しました地区会議におきまして報告し、ご確認・ご了承をいただいております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、1分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

第1分科会長：

ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について、第1分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第4号は原案通り承認することに決定します。

次に、議案第5号、農用地の買入協議に係る要請について、1件を議題といたします。

それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第5号、農用地の買入協議に係る協議について、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき市長へ農用地の買入協議を要請いたしたいので付議いたします。

買入協議についてですが、農地の所有者から農地を売り渡したいという申し出があった場合、認定農業者に農地を集積するため、一旦、農地中間管理機構（福岡県農業振興推進機構）が買い入れることを必要と認め、市長から「農地の所有者と農地中間管理機構（福岡県農業振興推進機構）とで買入について協議をして下さい」ということを農地の所有者へ通知するものです。

この買入協議の通知は、買入協議制度を適用する場合の必須要件となっています。

この制度の対象となる農地は農業振興地域整備計画における農用地区域内農地（通称：青地）です。また、受け手となるのは認定農業者が優先され、買入協議が成立しますと、農地の所有者は1,500万円までの譲渡所得の特別控除が受けられることとなります。

議案書の8ページをお願いします。

申し出があったのは、光行地内の田1筆です。

当該農用地は、優良農地であり、認定農業者への集積を図るため、市長への買入協議要請を行うものです。

なお、先日開催しました地区会議におきまして、ご了承をいただいております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。
本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、1分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

第1分科会長：

ご報告いたします。

議案第5号、農用地の買入協議に係る協議について、第1分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第5号について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第5号は可決されましたので、小郡市長に買入協議の要請をいたします。

[日程第3 報告事項]

議長：

それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。

報告事項2件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出7件につきまして報告いたします。

議案書9ページ、番号1は、干潟地内の畑1筆で、借人の都合により合意解約されたものです。

番号2は、干潟地内の田4筆で、借人の都合により合意解約されたものです。

議案書10ページ、番号3は干潟地内の田4筆です。借人の都合により合意解約されたものです。

番号4は11ページにまたがります。干潟地内の田14筆、畑1筆です。借人の都合により合意解約されたものです。

議案書12ページ、番号5は、干潟地内の田1筆で、売買のため合意解約されたものです。

番号6は、井上地内の田1筆で、売買のため合意解約されたものです。

番号7は、稲吉地内の田1筆で、契約変更のため合意解約されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の13ページをご覧ください。

報告第2号、農地所有適格法人要件の確認につきまして報告いたします。

農地所有適格法人とは、「農地法」で規定されたもので、定められた要件を満たすことにより、「農地に関する権利の取得が可能な法人」となります。また、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項において、法人の毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3か月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

なお、確認要件は、「法人形態」要件、主たる事業が農業であるという「事業」要件、「構成員」要件及び「役員」要件の4要件を確認することとなります。

今回は、3団体の報告です。

農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定に基づき、提出がありましたので、農地所有適格法人要件確認書により報告いたします。

法人名、代表者、所在地、事業内容については、それぞれの「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおりです。

先程説明しました4要件を法人報告書により審査しましたところ、

それぞれ全ての要件を満たしておりましたので、それぞれ「適合」と判断しているところであります。

以上、簡単ですが報告いたします。

議長：

事務局から報告が終わりました。

報告事項2件につきまして、何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特に、無いようです。

以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長：

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、令和7年1月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

令和7年1月10日(金) 午後2時38分閉会
小郡市農業委員会

議 長

Ⓜ

署 名 委 員 1 2 番

Ⓜ

署 名 委 員 1 3 番

Ⓜ